

01 警察庁(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	道路管理者が行う作業における警察署長との協議の弾力化	道路交通法第77条、第80条	道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行おうとするときは、当該道路の管理者は、道路交通法第77条第1項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りるとされている。	道路管理者が行う作業における請負人の道路使用許可申請を、道路管理者と警察署長の協議により施行することができるようにする。	道路の除排雪を始めとする道路管理者が行う作業を請負人に請け負わせる場合に、工事の請負と同様に、道路使用許可を受けることなく、協議により行うことができるものとし、事務の簡素化を図ると同時に、ひいては電子化の推進を目指す。 提案理由：冬期間の市民の安全で快適な交通を確保するためには、道路の除排雪対策は行政責任において必要不可欠であるが、全路線を道路管理者の直営作業で行うことは不可能であるため、そのほとんどを請け負わせているのが現状である。しかし、近年の景気不振から建設機械を維持・保有することすらままならず、廃棄する土建業者が相次いでいる。また、温暖化の影響により、除排雪業務そのものが請負人にとっては大きな収益とならない状況の下、県紙を添付した道路使用許可申請書を作成させることは、事務的・金銭的に請負人の負担となっている。行政においても、申請書を取りまとめ、検収し、警察署へ提出、許可が下りた際には受取・配布するという一連の業務が大きな事務負担となっている。これを警察署長との協議に置き換えれば、請負人にも行政にも負担軽減となり、また行政及び警察庁が推進する申請等の電子化がより促進される。また、この協議を除排雪作業に限らず範囲を拡充すれば、街路樹の剪定防除等の業務にも応用することが可能となる。	C		道路交通法第77条第1項の規定による道路使用の許可は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとする観点から一般には禁止している行為を、特定の場合にその禁止を解除して適法に行わせることであり、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、所轄警察署長の許可を受けなければならないこととされている(同項第1号)。 なお、同法第80条第1項は、道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行おうとするときは、所轄警察署長の許可が必要とせず、協議で足りているが、これは、道路の管理者たる国又は地方公共団体は、道路を維持管理する義務を負っており、その義務を履行するために自らが行う工事、作業等については、合理的な範囲内で適切にこれを行うことが当然に予定されている、原則として、道路交通安全と円滑の観点からその手法、期間等について所轄警察署長の許可に係らざる必要がある。	請負業者が作業を行う場合であっても、道路管理者と請負業者との契約により、道路管理者自らが作業を行う場合と同様、合理的な範囲内で適切にこれを行うことは当然に義務として課されている。従って、道路管理者が自ら作業を行う場合同様、所轄警察署長の許可は必要とせず、協議で足りるとすべきではない。 また、工事の場合は道路管理者が協議を行えば請負業者による許可申請が不要になるので、作業の場合も同様にするべきであるという右提案主体からの意見も踏まえ、提案の実現について再度検討し回答された。	今般の提案は、昭和35年12月19日警察庁内交発第50号保安局長通達「道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則等の運用について」において「道路管理者が工事等を請負人に請け負わせる場合には、請負人が許可申請をすれば道路管理者の協議は不要となるが、道路管理者が協議し、その工事に係る工事等の施行を請け負わせることも可能である。」との規定を除排雪等の作業にも範囲を拡充しようとするものである。請け負わせる内容が工事が作業かの違いは、道路管理者の根幹的の目的においてなるとは異なる。また「道路使用」許可を要することも、本来範囲外であるといえる。		1 0 8 0 1 0	越前市	福井県	警察庁
010020	風俗営業の健全化のための営業時間の見直し	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第13条	風俗営業者は、午前零時(都道府県が管轄的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日)にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内には午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時)から日出時まで(の時間)においては、その営業を営んでならないこととされている。	現在、六本木において風俗営業者は午前1時から日出時まで営業することはできないが、警察署に詳しく営業形態を届け出て、未成年者の労働・出入りを禁止するなど健全な営業を行うことを条件に、当該時間帯も営業可能としてほしい。	東京は24時間眠らない町で、その代表的な町は六本木、その六本木を国際的に有名にしたのが水商売です。繁華街としての六本木が今の規制では賡々集まってくる人が行くお店はキャバクラ・クラブ・外人バー・ショー・パブがメインで、殆どのお店が深夜1時までしか営業できません。大人が自由に楽しめる時間に大人のお酒を飲む場所がないのは可哀しいし、朝まで人がいるのに営業できないのは時間と経済活動の損失だと思います。 他方、今の法律では子供たちが登校する時間帯(朝～夕方)に、キャバクラ・ヘルスなど子供に悪影響を与える可能性のある業種も営業することができます。道徳的に考えればむしろ夜間(日出前か学生の登校前までの営業時間)にした方がいいのではないのでしょうか。 このようなことから、夕方から朝の7時(学校が休みの日は別)まで大人の時間と考えると、各風俗営業者は警察署に詳しく営業形態を届けた上で堂々と健全な水商売ができるよう、道徳的、常識的に法律を変えていただければ幸いです。	C		風俗営業は、国民に社交と憩いの場を与える社会的に有用な営業であるものの、その業務が適正に行われぬ場合には、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、その営業の許可を都道府県公安委員会の審査にかからしめるとともに、一定の規制を課している。 深夜における営業制限については、一般的に深夜は人が飲酒の影響等により理性を失いやすい時間帯であり、このような時間帯に風俗営業を営むことは、ともすれば享楽的雰囲気や助長するおそれがあるほか、当該営業に関する騒音・振動、酔客による迷惑行為、素行不良者のい集等営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが高いことなどから設けられた規制である。 ご提案については、六本木地区やその周辺の地域においてこうした問題の発生を招き、当該地域の風俗環境を害するおそれがあるため、認められない。		1 0 1 2 0 1 0	個人	東京都	警察庁		
010030	世界に認められる、21世紀のパンコビジネスモデル。パンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号及び第2号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそのおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、着しく客の射幸心をそそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	パンコ営業店による社会貢献活動の推進。パンコ営業店内にパンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。(60年の歴史と最盛期には3,000万人のファンと30兆円の売上を誇る、日本固有のパンコ産業をエンターテインメントの表舞台に引出し社会貢献企業にする)	パンコ業界の改革・改善。警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、全国で毎日のように絶えず発生している現実を鑑み、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐためにも、セキリイイがっかりしたパンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのパンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。具体的には、パンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すことが出来るシステム。このシステムを採用することにより、犯罪を防ぎ、お客様が喜ぶ社会貢献産業となり、パンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にすることが出来るのと同時に、日本で生まれたパンコ文化を世界に紹介する素晴らしい提案。	C		ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買戻されることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性が高いことから、認められない。	残念ながら、いまだに景品買取所に対する凶悪犯罪が全国で発生しております。パンコ営業店内で遊技客に貸出した「玉・メダル」をパンコ営業店内で直接買戻す方式を採用することにより、凶悪犯罪を無くすることが、パンコを明るく健全な娯楽産業に出来るかと考えます。国民の大半が現在の換金システムを熟知している現在においては、例えばぱちんこ営業店が貸玉・貸メダル返却所を設置して、直接遊技客より「貸玉・貸メダル」を買戻したとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることはないと考えられるのであります。是非一度、特区で採用して頂き、その上で検証して頂く事をお願いいたします。		1 0 4 0 0 1 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010040	世界に認められる、21世紀のパンコビジネスモデル。パンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそのおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、着しく客の射幸心をそそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。	商品やサービスの値段はどこも同じではなく場所が変われば大きく変わってくる。これは海外と国内の物価水準の格差である「内外価格差」に限らず、国内においても地域により物価水準は異なるし、各都道府県内においても物価の地域差が見られる。内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。現在のパンコの貸玉金額は昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しが行われておらず、パンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、戦後60年に遡り国民の誰もが認める適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。例えば競馬・競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを鑑みても、国民の大衆娯楽であるパンコ産業だけが、遊技規制を受けていると云わざるを得ないのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル」金額(1円から5円までの貸玉料金と5円から25円までの貸メダル料金)により、幅広いファンの獲得と多様性に富んだ遊技選択を行うことが、健全な娯楽産業であるパンコ営業にとっても、パンコファンにとっても最良の選択肢であるため、今回の提案をさせていただきます。	C		ぱちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそのおそれが生じることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	今回のご提案は、極端な限度額の引上げの提案では決してありません。遊技客が望んでいる幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、遊技客がその時の希望に合わせた貸玉金額を選択し遊技を行うことが、射幸心を直ちにそそのることにはならないと考えられます。現在全国で展開されている低貸玉営業(1円貸玉)等にも見られるように、例え貸玉限度額を引上げたところで、遊技の選択は遊技客の自由意志に委ねられている為、全ての遊技客が必ずしも引上げられた貸玉料金で遊技することは限らず、結果的にはより幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、遊技客がその時の希望に応じて遊技することが出来るのであります。		1 0 4 0 0 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁

01 警察庁(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010050	ばちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第3項	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそのおそれがあるため、風営法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	ばちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ばちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとはいえず、上限を3万円に引上げることに、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑みて、例えばその物品の上限を3万円に上げたとしても、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。	C		ばちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。		1 0 4 0 0 3 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010060	貯玉預り券の発行	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号及び第4号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそのおそれがあるため、風営法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること等を禁止している。	ばちんこ営業店が有料で遊技客に貸出した貸玉を、遊技終了時点で遊技客の希望により、玉数を明記した「預り証」を発行する。例えば貯玉5,000個券、1,000個券、500個券、100個券、50個券、10個券、5個券、1個券の発行を行う。本来パチンコ営業は、ばちんこ営業店が所有する玉を遊技客に貸出して遊技が行われる貸玉という行為により成立しているが、遊技終了時点で貸玉が残った場合、ばちんこ営業店が遊技客の求めに応じて「預り証」の発行を行うことは、ばちんこ営業店所有の貸玉をばちんこ営業店が一時的に預るという行為にすぎず、遊技客の視点で考えた場合「預り証」を提示すれば再遊技が出来るため最も合理的な方法と考えられる。	ばちんこ営業店が有料で遊技客に貸出した貸玉を、遊技終了時点で遊技客の希望により、玉数を明記した「預り証」を発行する。例えば貯玉5,000個券、1,000個券、500個券、100個券、50個券、10個券、5個券、1個券の発行を行う。本来パチンコ営業は、ばちんこ営業店が所有する玉を遊技客に貸出して遊技が行われる貸玉という行為により成立しているが、遊技終了時点で貸玉が残った場合、ばちんこ営業店が遊技客の求めに応じて「預り証」の発行を行うことは、ばちんこ営業店所有の貸玉をばちんこ営業店が一時的に預るという行為にすぎず、遊技客の視点で考えた場合「預り証」を提示すれば再遊技が出来るため最も合理的な方法と考えられる。	C		ばちんこ営業者が遊技の用に供する玉又はメダルの数量を記録した書面を客に提供することは、ばちんこ営業者が客に遊技球等保管書面や有価証券を提供するというものであり、当該営業について著しく客の射幸心をそそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	提案は、現在認められている「貯玉制度」が、コンピュータによるデータ管理のため多大な費用を要することから、より安価な費用で同様のサービスを行いたいという趣旨である。以下のそれぞれの場合について提案が認められないか、回答されたい。 (1)玉数を明記した「預り証」は発行した店舗のみで使用可能とした場合 (2)玉数を明記した「預り証」は発行した店舗のみで使用可能とし、玉を預ける客に記名させ、本人のみ使用可能とした場合 (3)玉数はバーコード等で一般に分かれない表示とし、かつ記名させ、本人のみが発行した店舗だけで使用可能とした場合	現在の経済不況下においては、レジャーの多様化とも相まって、国民のレジャーに対する考え方も大きく変化してきており、より簡便な仕組みが求められている。今回の提案はその一つの例である。「預り証」の発行が「①射幸心を著しくそそのおそれが生じる②賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性がある」とのご回答だが、「預り証」の発行は、遊技客の立場から考えると最も合理的な方法であり、偽造防止やその使用方法につき限定された仕組みが構築された「預り証」が発行出来るのであれば、遊技客の立場からも今回の素晴らしい提案は早急に採用されるべきであります。		1 0 4 0 0 4 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁
010070	売春行為の条件付き合法化特区	当庁の所管法令ではない。		売春防止法により、国内で禁止されている売春行為について、一定の要件を満たした場合には特区内での営業を認可する。具体的には国に認可された自治体内の特定地域の建物内における、指定設備を有する室内で売春行為の営業を許可する。	(1)提案理由 ・出会い系サイトなど形を変えた売春行為が公然と行われるようになり、何かしらの規制をしない限り社会秩序が悪化する一方である。 ・性に関する情報だけが氾濫し合法的に性的サービスを提供する場が少ないため、性の低年齢化や性的対象者の拡大による性感染症の蔓延、性犯罪などの原因になっている。 ・売春防止法により売春行為そのものが違法とされているため、従事する女性や利用者が置き引きや暴行などの被害にあっても警察に訴える事ができず、売春防止法による規制がかえって危険な状況をつくり出している。 ・ソープランドなどで、売春行為が行われていても、「本人同士の合意」があれば取り締まる事ができないため、売春防止法による規制が有名無実化し実質的に野放し状態になっている。 ・憲法で保障された国民が幸福を追求する権利、具体的には独身者や身体障害者が性行為をする権利を阻害している。 ・周辺環境にできるだけ影響を与えない方法での売春行為の合法化は、性犯罪の減少が期待できストレスの少ない社会が実現できる。 (2)代替措置 ・特区内での「売春行為における業務の適正化に関する規則」を定める。	(一)	(一)	警察庁は、売春防止法を所管していないことから、売春行為を合法化することの是非についてお答えする立場にはないが、売春の合法化には、清浄な風俗環境や青少年への影響、暴力団等の反社会的な組織の関与、女性の尊厳等の観点から懸念があるのではないかと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	「清浄な風俗環境や青少年への影響、」等への懸念は、施行後の運用方法により解決されるべきである。特区制度による売春合法化地区の制定による有害環境の囲い込みも、過激な措置であるが現代社会にとり最も適切な方法である。従って補助的措置であっても認可は推進されるべきである。		1 0 0 1 0 1 0	個人	青森県	警察庁 法務省
010080	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	当庁の所管法令ではない。		成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設立している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長産業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長産業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応策を求めるものである。	(一)	(一)	移民を含む外国人の受入れに関しては、適正な在留管理、外国人が安定して生活を営むための雇用、教育、社会保障等の制度が十分整備され、また、受入れについての国民のコンセンサスが得られていることが必要と考えている。当庁としては、こうした観点から、関係省庁の検討状況を把握しながら、治安に与える影響について慎重に検討していく必要があり、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答されたい。		1 0 7 1 0 6 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省	